

新規公開株式のお取引について(野村ネット&コール用)

【契約締結前交付書面】

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問合せください。

○新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等によって行われます。

○新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式で、これまで金融商品取引所に上場されていなかったものであり、上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 株式相場等の変動に伴い、新規公開株式の上場後の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、新規公開株式の上場後の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開株式の発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、新規公開株式の上場後の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引は、次のいずれかの方法によります。

- ・ 新規公開株式の募集又は売出しの取扱い
- ・ 新規公開株式の売出し

新規公開株式に関する租税の概要

＜個人のお客様について＞

- ・ 新規公開株式の上場後の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- ・ 新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。

＜法人のお客様について＞

- ・ 新規公開株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

当社が新規公開株式の取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内株式のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国株式のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全額(前受金)を野村ネット&コールにお預けいただいた上で、お受けいたします。
- ・ 前受金を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様に交付いたします。

当社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	野村ネット&コール カスタマーサポート 0120-142-855 (IP 電話等 045-522-3500)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 〕

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

(0425.14)